

令和7年8月12日

# 農業委員会総会会議録

柳井市農業委員会

## 第 2 6 回農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和 7 年 8 月 1 2 日 (火) 午前 9 時 0 0 分

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員

|       |    |     |   |       |     |     |   |
|-------|----|-----|---|-------|-----|-----|---|
| 1 番   | 寺西 | 久美子 | 君 | 2 番   | 菅岡  | 利夫  | 君 |
| 3 番   | 山重 | 義則  | 君 | 5 番   | 中元  | 茂雄  | 君 |
| 6 番   | 原田 | 淳一  | 君 | 7 番   | 下土井 | 進   | 君 |
| 8 番   | 勝本 | 澄人  | 君 | 9 番   | 亀山  | 真由美 | 君 |
| 1 0 番 | 鈴木 | 喜義  | 君 | 1 1 番 | 岡本  | 幸子  | 君 |
| 1 2 番 | 齋藤 | 貴之  | 君 | 1 3 番 | 宮本  | 三雄  | 君 |

4 欠席委員

|       |    |    |   |
|-------|----|----|---|
| 6 番   | 原田 | 淳一 | 君 |
| 1 3 番 | 宮本 | 三雄 | 君 |

5 欠員 1 名

6 説明のため出席した者

|       |         |    |     |   |
|-------|---------|----|-----|---|
| 農業委員会 | 事務局 長   | 楠原 | 慎太郎 | 君 |
|       | 事務局次長   | 中原 | 賢   | 君 |
| 農林水産課 | 課 長 補 佐 | 半田 | 一豊  | 君 |

7 記事ならびに議事録調整者

|       |       |    |    |   |
|-------|-------|----|----|---|
| 農業委員会 | 事務局主任 | 相本 | 裕紀 | 君 |
|-------|-------|----|----|---|

## 会議に付議した事項

- |             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| 議案第 1 2 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 1 2 4 号 | 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について     |
| 議案第 1 2 5 号 | 農用地利用集積等促進計画（集積）の作成について     |
| 議案第 1 2 6 号 | 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について |

## 第26回農業委員会総会次第

局長 楠原君      本日は、宮本議長が欠席のため、職務代理の齋藤委員に総会の進行をお願いしたいと思います。

職務代理 齋藤君      それでは、職務代理の私が総会の進行を行います。  
ただ今より、第26回農業委員会総会を開会いたします。  
出席委員は、13名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

職務代理 齋藤君      会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、職務代理において下土井委員、勝本委員を指名します。  
次に、会期についてお諮りいたします。  
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。  
（異議なしの声あり）  
ご異議なしと認めます。  
よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

職務代理 齋藤君      それでは、ただいまより議事に入ります。  
議案第123号を上程します。  
事務局から議案について説明をさせます。  
次長。

次長 中原君  
（3条－1）      議案第123号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。  
整理番号1番でございます。  
申請地は、●●●●●●●● 地目 畑 面積478㎡です。  
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。  
渡人は今年の2月に亡くなられ、生前中に作成した遺言公正証書に基づき受人に譲り渡すものです。  
受人は、渡人の遺言公正証書に基づき譲り受けるもので、申請地は渡人と受人が共同で耕作管理していた農地であり、譲り受け後は野菜や果樹の栽培を行うものです。  
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から北東に約350mの距離にある●●●●●●●●●●沿いの農地です。  
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調

次長 中原君  
(3条-2)

職務代理 齋藤君

2番 菅岡君

職務代理 齋藤君

職務代理 齋藤君

いは挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第１２３号の整理番号１番及び２番につきましては、可決・承認と決します。

職務代理 齋藤君 続きまして議案第１２４号を上程します。  
事務局から議案について説明をさせます。  
次長。

次長 中原君 議案第１２４号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について、ご説明いたします。  
農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表をご覧ください。  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１９条第３項の規定に基づき、市長より令和７年７月２５日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。  
計画は３件４筆 地目 田 合計面積６，８７０㎡で、すべて新規です。  
農業経営基盤強化促進法に基づく相対等の利用権設定は、令和７年３月末で経過措置期間が終了し、令和７年４月からは農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画に一本化されております。  
よって、令和７年４月からの利用権設定につきましては、貸人、借人及び山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行う、公益財団法人やまぐち農林振興公社の３者契約となります。  
契約手続きの方法として、従来の２段階方式と相対に替わる一括方式の２通りがあり、本件は一括方式での契約です。  
以上で、事務局からの説明を終わります。

職務代理 齋藤君 以上で、補足説明を終わります。  
それでは、ご審議をお願いいたします。  
質疑はございませんでしょうか。  
(質疑なしの声あり)  
質疑なしと認めます。

職務代理 齋藤君 それでは、質疑を終了し、議案第１２４号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。  
(全員異議なく挙手)  
全員挙手と認めます。  
よって、議案第１２４号につきましては、可決・承認と決します。

職務代理 齋藤君 続きまして、議案第 125 号を上程します。  
事務局から議案について説明をさせます。  
次長。

次長 中原君 議案第 125 号 農用地利用集積等促進計画（集積）の作成について、ご説明いたします。  
農用地利用集積等促進計画（集積）一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 19 条第 3 項の規定に基づき、市長より令和 7 年 7 月 25 日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。  
計画は 3 件 12 筆 地目 田 合計面積 11,913 m<sup>2</sup>で、すべて新規です。  
貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の 3 者契約による 2 段階方式での契約で、本件は 1 段階目の契約です。  
以上で、事務局からの説明を終わります。

職務代理 齋藤君 以上で、補足説明を終わります。  
それでは、ご審議をお願いいたします。  
質疑はございませんでしょうか。  
（質疑なしの声あり）  
質疑なしと認めます。

職務代理 齋藤君 それでは、質疑を終了し、議案第 125 号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。  
（全員異議なく挙手）  
全員挙手と認めます。  
よって、議案第 125 号につきましては、可決・承認と決します。

職務代理 齋藤君 続きまして議案第 126 号を上程します。  
農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、下土井委員は議事に参与しないこととします。  
それでは、事務局から議案について説明をさせます。  
次長。

次長 中原君 議案第 126 号 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について、ご説明いたします。  
農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表（案）をご覧ください。  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101

号) 第 19 条第 3 項の規定に基づき、市長より令和 7 年 7 月 25 日付けで、農業委員会にこの農用地利用集積等促進計画(配分)案の決定を求められています。計画は 3 件 12 筆 地目 田 合計面積 11,913 m<sup>2</sup>で、すべて新規です。

計画案は、公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

中間管理権を設定する農地を受け手に貸し付ける計画で、本計画案の決定後に県知事が認可し、広告することにより受け手に農地が貸し付けられます。

貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の 3 者契約による 2 段階方式での契約で、本件は 2 段階目の契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

職務代理 齋藤君 議案第 126 号につきまして、配分の始期を修正した紙を配布しておりますので、そちらをご覧ください。

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

(菅岡委員が挙手)

それでは、菅岡委員

2 番 菅岡君 配分計画の貸付先の●●●●●●●●●●について説明をお願いします。

農林水産課 課長補佐 半田君 ●●●●●●●●●●は、自衛官を退官した 2 人が●●●●●●●●●●で創業した農業法人です。現在●●●●●●●●●●で苺とサツマイモを育てており、繁盛しているとのことです。●●●●●●●●●●の下●●●●●●●●●●氏名義の農地が条件が良く、この度の契約は、サツマイモの育苗のためと聞いております。

職務代理 齋藤君 他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

職務代理 齋藤君 それでは、質疑を終了し、議案第 126 号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第 126 号につきましては、可決・承認と決めます。

職務代理 齋藤君 以上をもちまして総会は閉会とします。  
(閉会 午前 9 時 18 分)